

## 加美町公告第27号

加美町町有林J-クレジット創出事業について、共同創出者選定のため公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

令和7年12月12日

加美町長 石山敬貴

### 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名 加美町町有林J-クレジット創出事業
- (2) 場所 加美郡加美町 地内
- (3) 協定期間 契約締結日の翌日から令和25年3月31日まで  
(認証対象期間最終年度の翌年度までとする)
- (4) 事業概要 別添仕様書のとおり

### 2 参加資格

#### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本業務を遂行する能力を有し、参加申込書提出時点において、以下の要件を全て満たす事業者（個人での参加は不可）とする。

ただし、複数の事業者が共同で参加する場合は、共同事業体で構成する全ての事業者において要件を満たす必要がある。

- ①参加申込書提出時点で加美町一般（指名）競争入札参加登録業者一覧（物品・役務）に登録されている者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ③加美町もしくは国（公社・公団含む）又は他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- ④会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始していないこと。また、破産法に基づく破産手続き開始の申立又は破産手続中の者でないこと。
- ⑤会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は加美町暴力団排除条例（平成24年条例第21号）

第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

- ⑧法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑨J-クレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクトの登録申請及び、J-クレジット認証申請並びにJ-クレジット販売実績及び事務等の経験を有する者。
- ⑩この事業の円滑な遂行のために必要な経営基盤（組織体制、人員、技術能力、資金及び資金等の管理能力を含む。）を有している者であること。

## （2）共同事業体による参加

共同事業体による参加をする場合は、次のとおりとする。

- ①共同事業体として参加する場合は、統括責任者が在籍する事業者を代表事業者として定め、代表事業者が手続きを行うものとする。
- ②単独で本プロポーザルに参加しようとする者は、他の共同事業の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとする。
- ③1事業者が複数の共同事業体の代表事業者及び構成事業者となることはできないものとする。
- ④共同事業体により参加申込みをした後においては、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。

## 3 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、次の日程で行う。

### 共同創出者選定スケジュール（予定）

No.	項目	期間等
1	実施要領等の公表	令和7年12月12日（金）
2	質問受付	令和7年12月12日（金）から 令和7年12月23日（火）午後5時まで
3	質問回答	令和7年12月25日（木）
4	企画提案参加申込書等受付	令和7年12月12日（金）から 令和8年1月19日（月）午後5時まで
5	審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和8年1月下旬
6	審査結果通知	令和8年2月上旬まで
7	優先交渉権者との協議（提案内容に基づく協定書調整）	令和8年2月中旬まで
8	協定締結	令和8年2月27日（木）まで
9	業務開始	令和8年3月2日（月）から

なお、状況によりスケジュールおよび審査方法等の変更を行う場合がある。また、ヒアリング・審査の実施日程は決定次第公表する。

#### 4 実施要項等の配布

実施要項等は、加美町公式ホームページからダウンロードすること。

#### 5 優先交渉権者等の選定

審査・選定は、本町内部に設置する「加美町町有林 J-クレジット創出事業共同創出者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。

#### 6 協定締結

##### （1）優先交渉権者との協定の流れについて

町は、優先交渉権者に選定された者と協議し、協定に係る仕様を確定させる。

##### （2）協定交渉

町は、優先交渉権者に選定された者と協定交渉を行う。

##### （3）合意に至らなかった場合

優先交渉権者と協定条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合、又は地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当する場合には協定締結を行わないこととし、次席者と協定締結の交渉を行う。

##### （4）費用の負担

協定に当たって協議に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。また、次席者との協定締結交渉を行う場合には、協議に要する費用は次席者の負担とする。

#### 7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「加美町町有林 J-クレジット創出事業に関する公募型プロポーザル実施要領」による。

#### 8 問い合わせ先

宮城県加美町森林整備対策室

〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番 5 番地

TEL : 0229-63-3215 FAX : 0229-63-3398

E-Mail : shinrin@town.kami.miyagi.jp

ホームページ : <http://www.town.kami.miyagi.jp/>